

地域スポーツクラブ公認クラブ を募集します！

スポーツ・コミュニティプラザ(中部・南部・鷺宮(鷺宮運動広場含む))を拠点として、区民の皆様が広く楽しめる公認クラブとしての活動を自主的に行いたい方・または団体の皆様、是非ご応募ください！

● 募集要項 ●

◆ 申込受付期間

令和3年11月1日(月)～令和3年11月30日(火)

◆ 申込方法・提出場所

応募書類に必要事項を記載し、**地域スポーツクラブ事務局**



※中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ窓口に提出してください。

※指定の応募様式は、各施設窓口もしくはホームページでお受け取りください。

◆ 応募に必要なもの

- ・登録申請書及び構成員名簿(指定様式)
- ・会則(様式自由)
- ・令和4度の活動計画及び収支計画(様式自由)
- ・活動実績(様式自由)
- ・論文(800字以内、様式自由)



公認クラブの設立要件

- ① 地域スポーツクラブ団体会員登録をしている団体であること。なお、団体構成員は10名以上であり、すべてが小学生以上、かつ7割以上が区内在住、在学、在勤の者であること
 - ② 18歳以上の代表1名、副代表1名、会計1名以上の役員を選任していること
 - ③ 活動の拠点をスポーツ・コミュニティプラザにしていること
 - ④ 代表が、地域スポーツクラブ運営委員会の委員として参加できること
 - ⑤ 公認クラブ名称について、地域スポーツクラブの愛称(Nakatch)を用いること
 - ⑥ 公認クラブの活動に必要な経費を当該団体が負担できること
 - ⑦ 公認クラブ活動内容は、地域スポーツクラブ会員等が広く参加できるようなものとすること
 - ⑧ 公認クラブの会員をスポーツ・ボランティアとして登録することができること
 - ⑨ 年に最低1回以上、大会や発表会を中野区地域スポーツクラブ事務局と協力の上、開催ができること
- ※詳細については、「募集要項」「中野区地域スポーツクラブの設立・運営に関する規約」を参照してください

公認クラブの優遇措置等

- ① 公認クラブは、公認クラブではない地域スポーツクラブ団体会員に優先して、同一月において5枠を限度として、施設を予約することができます。
- ② 公認クラブが活動するための必要な用具や物品等を各施設管理運営者が認めた場合、範囲や期間を定めて各施設内に保管することができます。

公認クラブの上限数

原則として、スポーツ・コミュニティプラザ(中部・南部・鷺宮(鷺宮運動広場含む))につき、1種目(競技)、1クラブとします。また、各施設4クラブを上限とします。

公認クラブの承認期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

審査

地域スポーツクラブ理事会において、審査を行います。なお、審査の結果については、令和4年3月初旬に申請団体の代表宛に通知を行います。

お問い合わせ

南部 スポーツ・コミュニティプラザ

担当:根本

☎ 03-5340-7881